

京都府と滋賀文教短期大学との就職支援に関する協定書

京都府（以下「甲」という。）と滋賀文教短期大学（以下「乙」という。）は、乙に在籍する学生（以下「学生」という。）の京都府内の企業等への就職（以下「U I J ターン就職等」という。）の支援に取り組むことについて、次のとおり連携及び協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し、京都府内の企業等を含めた合同企業説明会を開催するなど、学生の就職活動を支援することにより、U I J ターン就職等の促進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項を連携及び協力する。

- (1) 学生やその保護者等に対する京都府内の企業情報、各種イベント等の周知に関すること。
- (2) 学内で行う合同企業説明会の開催に関すること。
- (3) 京都府の学生向け就職情報提供サービスへの登録呼びかけに関すること。
- (4) 学生及び卒業生の就職に係る情報の交換、実績の把握及び人材育成に係る情報共有に関すること。
- (5) 京都府内の企業等におけるインターンシップの取組に関すること。
- (6) その他学生のU I J ターン就職等の促進に関すること。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲乙それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間後を問わず、第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合、この協定は更に1年間同一内容で更新するものとし、以後も同様とする。

(疑義の協議)

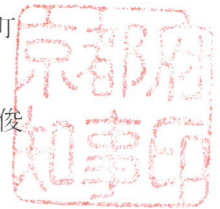
第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年7月20日

甲 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府知事 西脇 隆俊



乙 滋賀県長浜市田村町 335

滋賀文教短期大学学長 松本

